令和3年6月定例教育委員会会議録

山田剛宏 小川健 事 田口人士 三田知孝 て澤外美
小川健 事 日口人士 ⁵ 田知孝
事 日口人士 5田知孝
日口人士 日田知孝
⁵ 田知孝
-
C澤外美
承認
要綱の
承認

令和3年6月定例教育委員会会議録

日時 令和3年6月25日(金) 午前10時00分 場所 扶桑町立山名小学校

1 あいさつ

2 協議事項

発言者	発言内容の要旨
指導主事	はじめに(1)令和3年度6月要・準要保護児童生徒の認定について、
	説明をよろしくお願いします。
教育次長	それでは別紙1をご覧ください。令和3年度5月、6月申請分の準要保
	護児童生徒8名です。認定要件区分につきましては、それぞれ記載させて
	いただいたとおりです。5月定例教育委員会まで認定されました人数を合
	わせますと児童は117名、生徒は78名になります。児童生徒合わせま
	して195名になります。以上です。認定よろしくお願いします。
指導主事	ご質問等よろしかったでしょうか。ないようですので、それでは、ただ
	いまの件につきまして、ご承認いただけますでしょうか。
教育委員	はい。
指導主事	続きまして(2)扶桑町立学校における情報端末等の管理及び利用に関
	する要綱の一部改正について、説明をよろしくお願いします。
教育次長	お手元に配付しました挟桑町立学校における情報端末等の管理及び利
	用に関する要綱の一部改正新旧対照表をご覧ください。この要綱は教育
	委員会で4月1日施行ということで作成させていただいております。作
	成した後に、家庭へ端末を持ち帰らせるため、保険をかけるか、かけな
	いかという問題が起きました。教育委員会としては、貸し出しによる借
	受人の責務につきまして、当初保護者に保険に入ってもらうことを想定
	しておりまして、「端末等を故意又は過失により損傷したときは、その修
	理費の全額または同一の端末等に相当する代価を負担しなければならな
	い。」として要綱を作成しました。その後、検討し、当面、保険をかけず
	に修繕等で、もし故障等あったら対応していくということになりました。
	そこで、新旧対照表にあるように借受人の責務ということで、先ほど示
	しました「端末等を故意又は過失により損傷したときは、その修理費の
	全額または同一の端末等に相当する代価を負担しなければならない。」と
	とどめていましたが、「ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると
	認めるときは、全部又は一部を免除することができる。」と、柔らかい言
	い回しを加えました。この内容につきましては、今後例規審査会で検討

していきますが、教育委員会としましては夏休みに各家庭に端末を持ち 帰らせるため、教育委員の皆様にご承知いただきたいと思います。

また、情報端末等借用届も扶桑町の個人情報保護条例と関連して、保護者の同意を必要ということで「なお、児童生徒の学習及び学校生活支援を行うために必要な管理業務において個人情報を取扱うことに同意します。」を付け加えさせていただいております。以上、2点に関して提案させていただきました。

指導主事

ご質問等よろしかったでしょうか。

教育委員

借受人氏名は、親の名前ですね。

教育次長

はい、民法上、児童生徒につきましては、保護者の同意が必要ですので借受人と児童生徒、両名を併記します。要綱の中に「利用者が児童生徒の場合、借受者は利用者の保護者とする。」と示させていただいております。

指導主事

要綱と借用届記載例も一緒に配付させていただきます。

教育委員

要綱も添付されるということですが、借用届も借受人氏名のところを (かっこ)で保護者と示されてもいいのではないか。

主幹

借用届だけを見ると分かりづらいから、借受人を保護者にということで、(かっこ) して保護者ということですね。

教育長

教員も持ち帰ります。学校の備品を借りるということで教員もこの借用 届で提出します。共通の借用届ということになります。

教育委員

やむを得ない理由とは、どの程度か。

主幹

故意でもなく、過失でもわざと壊した場合でないという理由があることです。

教育長

故意や過失での端末損傷に対し、当初は保護者が保険に入ることを前提 に考えていました。ただ、このことについては、今後検討ということです。

指導主事

そのため故意で壊した場合以外は、町で負担しなければなりません。町 全体でどの程度損傷するか分かりません。保険につきましては、いろいろ な考え方があります。今年は様子を見るということで考えています。

教育委員

登下校で盗難等被害にあったらどうなりますか。

主幹

通常は警察に被害届を出します。登録番号もあります。

教育委員

保険を来年掛けるとしたら金額はどの位になりますか。

指導主事

見積もりでは学校で使用する場合、1年間1人300円の保険で、3000人分。約30台分の端末代金ですのでそれ以上であれば保険に加入した方がいい。それ以下であればその都度支払うことも考えられます。そのため今年1年間検討したい。家庭への持ち帰りでは1年間1人1600円程度になります。それを学年費で保護者に負担してもらえれば、家で壊れても保障してもらえます。

指導主事

他にご質問等よろしかったでしょうか。ないようですので、それでは、

教育委員 指導主事 教育長 ただいまの件につきまして、ご承認いただけますでしょうか。 はい。

それでは、(3) 当面の諸課題についてお願いします。

別紙、扶桑町教育委員会6月当面の諸課題をご覧ください。2の学校教育からお願いします。

2. 学校教育

緊急事態宣言がまん延防止等重点措置へ移行しています。学校も愛知県の感染レベルが3から2に引き下げられ、子どもたちの出欠席対応や学習活動も緩和されていますが、まだまだ注意が必要です。

学校訪問が6月7日は高雄小学校、昨日は扶桑東小学校でした。教育委員の皆様にはご出席していただきありがとうございました。昨日の扶桑東小学校では、タブレットを使用した授業が印象に残ったではないでしょうか。ここで折角の機会ですので、学校訪問で感じられたことをお聞かせください。

【教育委員からの感想】

- ・タブレットを上手に活用していました。扶桑東小学校は、学級規模が 各学年30名程度で落ち着いた雰囲気でよい。
- ・タブレットが子どもたちになじんでいました。
- ・先生たちが楽しそうにタブレットを使いこなしていました。
- ・タブレット活用に関して先生方が連携して研修を深められていた。
- ・タブレットの活用を更に進めてほしい。
- ・学級規模からか子どもらしい活気を感じた。など

3. 生涯学習

施設利用の夜間制限を9時までとします。基本的には平常の利用時間になります。

また、総合体育館では天井工事がされています。いろいろな団体が学校施設利用に流れ込むと思います。特にわっと楽らくスポーツふそうから、日中に使用願いが出されましたので、柏森小学校と高雄小学校の体育館を5日間ずつ子どもたちのためにも使用を認めました。

4. 報告·連絡事項

愛知県市町村教育委員会連合会は、7月9日に東海市で定期総会が予定されていましたが、書面開催になりまして昨日教育委員の皆様には総会の書類をお渡ししご検討いただいたと思います。本日それぞれの議案を決議したいと思います。(各議案ごとに決議。その後、教育委員署名)

愛知県町村教育長会議の中で、東海北陸地区研究協議会岐阜大会が8月 19日、20日の予定でしたが、オンライン開催となりました。

丹葉地方教育事務協議会は、6月はありません。来週28日に幹事会が

予定されております。そこで、教育長同士の情報交換がありますのでこの 会で話されたことなど話題提供をしていきます。

[新聞の話題として、「こども庁(仮称)」創設を求める緊急決議について の紹介]

私からは、以上です。

3 連絡事項

発言者	発言内容の要旨
指導主事	次に移りたいと思います。はじめに(1)行事予定表についてお願い
	します。
教育次長及び	別紙2をご覧ください。[別紙2にて行事説明。コロナ対応による行事
各課長	の中止や延期、施設利用の時間など追加説明する。]
指導主事	続きまして、(2)図書館の開館時間の変更についてお願いします。
生涯学習課長	図書館の開館時間につきましては、通常午前10時から午後6時まで
	開館していますが、子供会等町内から要望がありまして、小中学校の夏
	休み期間中、7月21日(水)から8月31日(火)まで、1時間早く
	午前9時から午後6時まで開館します。これは、子どもの居場所づくり
	にもなります。周知につきましては、広報ふそう7月号、広報無線、ホ
	ームページで行います。

4 その他

発言者	発言の要旨
光音相	光言の安日
指導主事	その他に移ります。(1)6月定例会一般質問の報告についてお願いし
	ます。
教育次長	6月定例会において、4名の議員から一般質問がありました。すべて学
	校教育課関連の質問でありました。
	お一人目、間宮幹男議員からは、「コロナ禍の学校行事延期について」
	の質問で、「修学旅行等学校行事延期の根拠」と野外活動の方が、教室よ
	り密とはならないのでは、という趣旨の「野外活動と教室の考え方」、昨
	年からの経験を活かして行事を行うことができたのではないか、という
	「新しい生活様式と学校行事」について問われました。
	答弁としましては、愛知県の緊急事態措置と扶桑町の感染状況を根拠
	に、9月以降への延期を判断しました。児童生徒の健康と安全を第一優先
	としたこと。行事は野外の活動でありますが、教室内での学習とは異なり、
	かえって密になる可能性は大きく、教室での教師管理下の密とは全く条件

が異なることをご理解いただきたいこと。なお、本年度は、子どもたちや 保護者の願いや想いを大切に、「新しい生活様式」を守りつつ、子どもた ちの学びを止めることのないようにしていきたいと思いますと答えまし た。

お二人目の澤田憲宏議員からは、「小中学校施設の整備について・長寿命化改修について」のご質問をいただきました。澤田議員は、地元の高雄小学校の施設老朽化をたいへん気にかけておられ、その思いから一連のご質問であったと思います。

現在の改修状況や今後の予定については、築年数の経過している学校から順次実施し、令和8年度までに同様の内容の改修工事を各校で実施する計画をしています。毎年の改修工事では、児童生徒の危険に直結するものやトイレ及び配管等の衛生的な環境整備、校舎内電灯のLED照明化等について、専門業者や学校等の意見を聴取し、費用対効果を研究した上で、財政を鑑み予算計上を検討してまいりますと答えました。

バリアフリー、トイレ整備等の文部科学省が示す学校施設のスタンダード化についての問いには、バリアフリー化に関しては、スロープや車いすでの活用が可能なトイレなど、想定できる範囲で整備しており、校舎内のトイレは、小中学校全体で約70%を洋式便器に整備しており、衛生的な環境整備にも努めています。教育委員会としましては個別施設計画に沿った学校施設の改修等の中で、時代に即した学校整備の検討をしてまいりますと答えました。

3人目の千田利明議員からは、「感染症対策における活動自粛の影響で、 児童生徒への影響と対策」についての質問でした。

児童生徒への影響は、学力の定着、体力の低下、心の問題の3つと捉え、 以下のように答弁しました。

先ず学力につきましては、昨年度4、5月に休校をし、授業時間の減少で学力の低下が心配されましたが、教育課程の再編成、夏休みの短縮、学校行事の精選などを行い、学習の時間は確保できたと考えています。

次に体力の低下につきましては、体育の授業や部活動等での制限の影響から、運動量は、日頃より少なくなっていることは確実なので、心配をしています。

最後に、心の問題として、コロナウイルス感染症に対する不安や、学習活動や行事が制限、変更、中止になることによって、子どもの意欲低下は避けられないと思います。そのため、毎年各学校で行っている「教育相談」、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そして今年度配置されたスクールメンタルサポーターの相談活動を通して、心の不安を取り除くことができるよう配慮していますと答えました。

関連して「学校の教師や放課後の指導者への心のケア、教職員のオーバーワークの状況について」はどうかと問われました。

これについては、教職員及び放課後児童クラブ・放課後こども広場の指導員には、関係各課が連携し、コロナウイルス感染症に対する不安を取り除き、安心して働くことができる環境を整えることに努めておりますが、教職員の業務については、コロナ禍の中で学校における「新しい生活様式」を取り入れているため、感染防止に対する日常業務の増加は否めないところでありますが、学校現場では、教職員の業務量の適切な管理等に関する方針に基づいた、働き方改革を進めてまいりますと答えました。

最後、4人目、兼松伸行議員からは、最近、急にメディア等に取り上げられ、その言葉が広く認知されるようになった「ヤングケアラー」について、「本町の実態と対策」について問われました。

教育委員会では、校長会や教頭会でヤングケアラーについての定義や早期発見・スクールソーシャルワーカーの活用等の伝達を5月中に終えており、学校の簡易調査で集約した実態としては、現在17人に1人という全国のデータとは異なり、4件の報告を受けております。しかし、学校での教育相談や日常的な観察からつかんでいる児童生徒の家庭環境と今回の調査と併せた結果、確実にヤングケアラーと思われる事案は1件でした。

簡易調査の4件とも、一人親家庭、特に父子家庭での家事負担や兄弟の 世話は、表面に現れにくいことが分かりましたので、情報の把握に配慮し ていく必要性を感じています。

今後、教職員や学校関係者等のヤングケアラーに関する概念の周知を十分にし、計画的に行われる「教育相談」で具体的にヤングケアラーに関する内容を追加し、実態を把握するように計画していきます。把握できた場合は、スクールソーシャルワーカーを通して適切な支援が受けられるように努めてまいります。さらに地域住民の理解を深め、地域全体で子どもたちを見守る目を増やすように働きかけたいと思います。国では、厚生労働省と文部科学省が連携を密にして取り組んでいますので、教育委員会でも健康福祉部と連携をしてまいりますと答弁しました。

また、「扶桑町聴講生制度の現状と周知」についての質問がありました。この聴講生制度は、平成14年9月に立ち上げ、本年度で20年目になり、これまで延べ99名の方が修了されています。開始した20年前とは社会情勢も大きく変化し、最近は、1名から2名で推移し、本年度も1名が登録され、扶桑東小学校の3年生の図工を聴講され、楽しく作品作りに励んでおられます。制度の周知につきましては、毎年、広報ふそうの新年号で募集し、2月の広報無線で応募を呼びかけております。ホームページに今までの聴講生に関する新聞記事や聴講生の感想を掲載しております

お育主事 と答弁しました。以上が議会の報告です。
指導主事 何かご質問ありますか。それでは、その他、報告等ございますか。
毎年、夏休みに扶桑町の学校休校の日を決めております。県からは、会議を行わない日を示され、本年度は8月10日~8月16日です。それに伴い、扶桑町としましては学校休校の日を8月10日~8月16日の期間で調整します。よろしくお願いします。
指導主事 その他、ございますか。ないようですので、6月定例教育委員会を閉会します。